

JAS 認定事業者に対する請求について

日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 19 条第 2 項の規定に基づき認定した製造業者等を、同法施行規則第 46 条第 1 項第 4 号ホの認定事業者の認定等に係る公表に関する基準により以下の通り公表します。

(1) 取消しに係る認証事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社三崎屋醸造 〒941-0266 新潟県長岡市滝の下町 4 番 39 号

(2) 取り消した認証に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分

飲食料品及び油脂 （しょうゆ）

(3) 取り消した認証に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所

株式会社三崎屋醸造 〒941-0266 新潟県長岡市滝の下町 4 番 39 号

(4) 取り消した認証に係る認証番号

飲食料品及び油脂 （しょうゆ） NST-17-003

(5) 取消しの年月日

平成 30 年 6 月 25 日

(6) 取消しの理由

当該事業者の違反のうち、不正格付及び無格付に関し、その行為が故意であり、重大な過失であることを確認している。また、当該事業者から提出された是正策は、認定の技術的基準に照らし、その内容が代表者による企業風土の改革や責任者及び担当者への教育訓練など、適切な実施と効果の確認に、一定程度の期間を要するものと判断されることから、JAS 法施行規則第 46 条 3 項のホの規定に基づき当該工場の JAS 認定を取り消すこととした。

以上